

## 京都市建築法令実務ハンドブックの修正及び追加について（お知らせ）

日頃は、京都市の建築行政に御協力いただきありがとうございます。

さて、京都市建築法令実務ハンドブックにつきましては、ホームページの内容のとおり、**修正及び追加**をさせていただきます。

（ホームページアドレス：<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000149795.html>）



建築確認申請等の申請を予定されている方におかれましては、十分に御注意のうえ、御協力の程お願いいたします。

### 京都市建築法令実務ハンドブック修正及び追加分

※ 以下の新旧表は、概要となりますので、詳細は「京都市建築法令実務ハンドブック」をご覧ください。

旧	新
解釈編 1-10 「構造を異にする建築物の棟」	（新規） 「部分により構造を異にする建築物の棟の解釈について」（昭和26年3月6日住防発第14号）の通達により、主要構造部を耐火構造とした建築物の部分と、主要構造部を木造とした部分とが相接して一連となっており、かつ当該建築物が一定の条件に適合している場合は、建築物の一棟の延べ面積に応じて適用される規定の運用にあたり、それぞれの建築物の部分とを別棟と扱う。
解釈編 4-4 「敷地内の通路」	（追加）
6 駐輪場を設ける場合は、自転車専用とし、ラック式であること。 <u>7 構造耐力上やむを得ない場合（耐震改修等）には、見通しのきく経路であり、かつ、部分的であれば、ピロティ部分にそで壁を設けることができる。ただし、そで壁を設けた部分には令第126条の5の規定による非常用照明装置を設置することとし、トンネル部分の壁に開口部（上記5項に定めるものも含む。）及び駐輪場は設けないこと。</u>	6 駐輪場を設ける場合は、 <u>建物の外壁に沿って設け</u> 、自転車専用とし、ラック式であること。 <u>7 次のいずれにも該当するものについては、通路部分をトンネルとすることができる。この場合においては、1の規定は適用しない。</u> <u>（1）階段から道路が見通せること。</u> <u>（2）トンネル部分の長さは30m以下とすること。</u> <u>（3）耐震壁であること。</u> <u>（4）トンネル通路部分の面積に対し、50分の1以上の排煙上有効な開口部を設けること。</u> <u>（5）トンネルの出入口以外の開口部がないこと。</u> <u>（6）非常用照明装置を設置すること。</u> <u>（7）仕上げは、不燃材料であること。</u> <u>（8）天井高さは2.1m以上であること。</u> <u>注）トンネル部分に、3の扉、5の開口部、6の駐輪場の設置は、できません。</u>

<b>解釈編 4-8 「避難上有効なバルコニー」</b>	
<p>1 避難専用のものは、面積（有効内法面積）を2㎡以上（当該避難バルコニーから安全に避難する設備の部分を除く。）、奥行きは75cm以上（有効）としなければならない。</p>	<p>（修正）</p> <p>1 避難専用のものは、面積（有効内法面積）を2㎡以上（当該避難バルコニーから安全に避難する設備の部分を除く。）、奥行きは75cm以上（有効）、<b>幅は1.8m以上（有効幅員）</b>としなければならない。</p>
<b>解釈編 7-4 「道路と敷地の間に水路等がある場合の接道」</b>	
	<p>（追加）</p> <p>敷地と道路の間に水路等がある場合、占用許可を得て、2m以上の橋等を設けているものについては、接道しているものとする。</p> <p>また、敷地と道路の間に里道又は水路（暗渠に限る）がある場合、里道又は水路が道路と一体で整備されている場合については、当該里道又は水路を道路として扱う。</p>
<b>解釈編 9-1 「床面積の算定方法」</b>	
<p>3 公共用歩廊・傘型・壁を有しない門型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内的用途がある場合は床面積に参入する。</li> </ul> <p>4 片持梁構造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内的用途がある場合は床面積に参入する。</li> </ul>	<p>（修正）</p> <p>「3 公共用歩廊・傘型・壁を有しない門型」、「4 片持梁構造」の屋内的用途ある場合の床面積の算定について、屋内的用途に供する部分がない場合と統一的に取扱い、屋根の先端から1mを除いた範囲を床面積とする。</p> <p>また、「5 吹きさらしの廊下・バルコニー・ベランダ」について、外気に有効に開放されているすべての面から幅2mを超える部分を床面積に算入する。</p>
<b>解釈編 10-2 「外壁の開口部」</b>	
<p>2 (1) 奥行き寸法は、開口寸法以下（ただし、奥行き寸法の限度は壁芯寸法で2.7mとする）</p> <p>(3) <u>ただし、居室以外の室に設ける換気の窓で、防火設備を設けたもの、又は暖房若しくは冷房の設備の風道で、令第112条第16項の規定による構造としたもので、かつ、開口面積が各々0.2㎡以内のものについては、この限りではない。</u></p>	<p>（修正）</p> <p>(1) 奥行き寸法は、開口寸法以下（ただし、奥行き寸法の限度は壁芯寸法で<b>2.73m</b>とする）</p> <p>(3) <u>ただし、やむを得ず開口部を設置する場合において、防火設備（換気口にあつては、防火ダンパー付き）としたものについては、この限りではない。</u></p>
<b>解釈編 10-6 「中空壁に設置するコンセント等について」</b>	
	<p>（新規）</p> <p>中空壁にコンセント・スイッチ等の開口部を設ける場合における配線等の仕様について、従来、建築審査課ホームページに掲載している内容を、ハンドブックに追加する。</p>
<b>質疑応答編 3-18 「日影規制の測定線」</b>	
	<p>（新規）</p> <p>道路と当該敷地の間に隣地がある場合の規制ライン図を追加する。</p>
<b>質疑応答編 4-2 「小屋裏等利用の収納庫」</b>	
	<p>（新規）</p> <p>小屋裏収納とは認められない事例を追加する。</p>

（問合せ先）都市計画局建築指導部建築審査課

TEL:075-222-3616 FAX:075-212-3657